日行連発第１２４３号
令和３年１２月３日

各 単 位 会 長　様

日本行政書士会連合会
会 長　常 住　豊

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進について

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

マイナンバーカードの積極的な取得及び健康保険証利用の促進に関しては、令和３年６月７日付日行連発第 277 号にて各単位会へ通知し、会員へご周知いただいているところですが、今般、総務省より、健康保険証利用の本格運用をはじめ、マイナンバーカードのメリットが拡大することに関して、別紙のとおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

各単位会におかれましては、ご多用中大変恐縮ではございますが、引き続き所属会員へご周知いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本会ホームページの会員専用ページにも本件に関して掲載いたしますことを申し添えます。

以　上

＜別紙＞

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進について（依頼）（令和３年 11 月 26 日付総行行第 412 号．総務省自治行政局行政課長）

≪関連資料≫

①メリット一覧チラシ「こ～んなに便利！マイナンバーカード」
②「マイナンバーカードの取得促進に向けた取組事例集」
③リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A4 版（10 月改訂）
④－１リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A3 版（10 月改訂）
④－２リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A4 版（10 月改訂）
⑤チラシ「健康保険証利用の申込みはセブン銀行 ATM で！」
⑥チラシ「新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります」

総行行第 412 号
令和３年 11 月 26 日

日本行政書士会連合会
会長　　常住　豊　殿

総務省自治行政局行政課長
（　公　印　省　略　）

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進について（依頼）

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進については、令和３年５月 26 日付け総行行第 165 号により貴会あて通知し、貴会から法人を含めた会員や各都道府県行政書士会に対して働きかけを行っていただいたところですが、この度、健康保険証利用の本格運用をはじめ、マイナンバーカードのメリットがさらに拡大することとなりましたので、下記のメリットや関連資料について、法人を含めた貴会の会員や各都道府県行政書士会に対して御周知いただくとともに、更なる取得促進及び健康保険証利用申込の促進に御協力いただくよう、お願い申し上げます。

記

１．マイナンバーカードのメリット

１）健康保険証として使用可能

令和３年 10 月 20 日から本格運用を開始したマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、より良い医療を受けられることにつながります。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP※1 で公開しております。

※１「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」
（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html）

２）薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認可能

令和３年 10 月 21 日から、マイナポータル※2 で、自分の薬剤情報や特定健診情報等※3 の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、11 月からは、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続が簡素化されます。

※２　マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」（https://myna.go.jp/）

※３　薬剤情報は令和３年９月に診療したものから３年分、特定健診情報は令和２年度以降に実施したものから５年分（直近５回分）の情報が閲覧できるようになります 。

３）新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得可能（年内開始予定）

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となる予定です。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

２．関連資料

・メリット一覧チラシ「こ～んなに便利！マイナンバーカード」
・事例集「業界団体・個社等における取組事例集」
・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」Ａ４版（令和３年 10 月改訂）
・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」Ａ３版及びＡ４版（令和３年 10 月改訂）
・チラシ「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行 ATM で！」
・チラシ「マイナンバーカードで、新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります」

こ～んなに便利！マイナンバーカード

※お住まいの地域・ご利用の機関によってサービス内容は異なりますので、
事前のご確認をお願いします。

NEW!

健康保険証として使える！

NEW!

薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できる！

NEW!

新型コロナワクチン接種証明書の電子交付にも利用！
（年内開始予定）

確定申告でも医療費通知情報をカンタン連携

住民票の写しなどもコンビニでカンタン取得

行政手続きもオンラインで

本人確認書類として使える

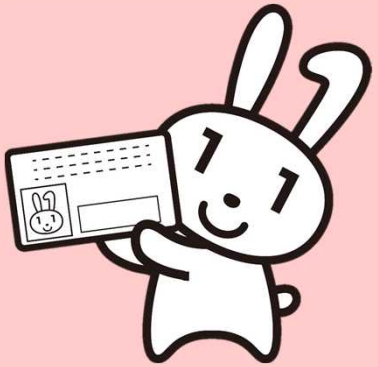

詳しくは マイナンバーカード で検索！

デジタル庁作成（R3.11）

マイナンバーカードの取得促進に向けた取組事例集

業界団体・個社等における取組事例

1．自治体との連携　…ｐ１
2．広報誌・機関誌等による周知　…ｐ２
3．独自の取組　…ｐ３

令和３年11月　デジタル庁

1．自治体との連携

【主な取組】
● 出張申請サービスの活用、マイナンバーカード交付申請窓口等の設置

➡【期待される効果】
自治体と連携し、出張申請サービス等の取得に直結する効果的な取組を実施することにより、取得率の向上が期待できる。

＜具体例：国税庁（金沢国税局 魚津税務署）＞

1.概要
ショッピングセンターにおいて、e-Tax等関連イベントに合わせて、買い物客を対象としたマイナンバーカード申請窓口を開設した。

2.詳細
令和３年１月に、ショッピングセンターにおいて、買い物客を対象に、魚津税務署と魚津税務連絡協議会が開催するe-Tax及びマイナポータルの利用促進リーフレットの配布イベントに合わせて、魚津市役所と連携し、マイナンバーカードの申請窓口を臨時開設し、魚津市職員がマイナンバーカード取得申請に向けたサポートを実施した。

3.効果
本取組により、買い物客約40人がマイナンバーカードの申請を行った。申請者からは、買い物ついでに申請ができてよかったといった声が寄せられた。

2．広報誌・機関誌等による周知

【主な取組】
● 広報誌・機関誌等において、マイナンバーカードの利便性等に関する記事を掲載し、取得促進の呼び掛けを実施

➡【期待される効果】
広報誌・機関誌等に掲載することにより、会員に対して確実にマイナンバーカードの利便性等を周知することができ、取得の機運が高まるとともに、会員の理解促進に資する。

＜具体例：経済産業省所管業種＞

1.概要
月刊誌にマイナンバーカードの利便性等に関する記事を投稿することにより、マイナンバーカードの取得について呼び掛けを行った。

2.詳細
令和３年８月発行の月刊誌（発刊数850部）において、マイナンバーカードに関する会員の理解促進・取得意欲の向上を図ることを目的として、マイナンバーカードの利活用の場面について解説した記事を掲載した。

3.効果
記事投稿により、会員の認知度向上に寄与した。

月刊誌（記事抜粋）

3. 独自の取組

【主な取組】
- **従業員へのアンケート調査により、マイナンバーカードの取得状況をフォローアップ**
- **従業員研修における周知や端末起動時のポップアップ表示等による各従業員への個別周知**
- **マイナンバーカードの社員証等としての活用・マイナンバーカード関連グッズの作成**

➡【期待される効果】
各従業員に対し個別に周知を行うことで、認知度の向上・理解促進が図られる。また、個社独自の取組として、マイナンバーカードの利用機会を増やすことにより、取得促進につながる。

＜具体例：金融庁所管業種＞

1.概要
・業界団体において、マイナンバーカードの専用ケースを作成し、会員を通じて従業員や顧客等に配布（業界団体から会員に配布した専用ケースの数は、11万3,100枚）。
・入社時研修において、新入社員に、会社へのマイナンバー提供依頼と合わせて、マイナンバーカード取得について案内・周知を実施。

2.効果
・専用ケースの配布や入社時研修の実施により、マイナンバーカードの認知度・取得意欲が高まった。

マイナンバーカード専用ケース

表面

裏面

利用申込受付中！

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

デジタル庁　総務省　厚生労働省

令和3年10月改訂

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認！

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

利用には申込が必要です　申込はカンタン！

●スマートフォンからマイナポータルで申込

まずは必要なものをチェック！

❶申込者本人のマイナンバーカード
＋あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
❷マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
❸アプリ「マイナポータル」のインストール

iPhone　Android

STEP1 ●「マイナポータル」を起動する。

STEP2 ●「健康保険証利用申込」を**タップする(押す)。**

STEP3 ●利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4 ●マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

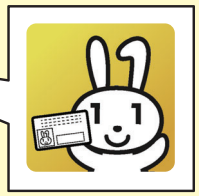

医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも申込できるよ

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

●セブン銀行ATMでも申込できる！

ウラ面も見てね！

どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！

マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！

マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！

限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！

就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。

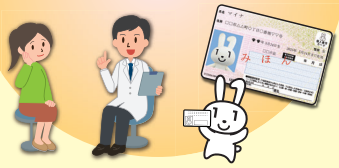

※マイナンバーカードの健康保険証利用には、IC チップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12 桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

今後のスケジュールは？

現在

●医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。

●マイナポータルで、特定健診情報、薬剤情報の閲覧が可能に
※特定健診情報は２０２０年度以降に実施したものから５年分（直近５回分）の情報が閲覧できるようになります。
※薬剤情報は２０２１年９月に診療したものから３年分の情報が閲覧できるようになります。

ステッカー

ポスター

厚生労働省
ホームページ

2021年11月から

●マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

2021年分所得税の確定申告（予定）から

●確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に
※２０２１年９月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになります。

**申込方法は
特設ページでも
確認できます！**

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178
（マイナンバー）

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）
平　日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

よくある質問にお答えします

マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。
もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。

マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。
落としたり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。

ステッカー

ポスター

厚生労働省のホームページでも
利用できる医療機関・薬局をご案内しています。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178（マイナンバー）

受付時間（年末年始を除く）
平　日　9:30～20:00
土日祝　9:30～17:30

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については**24時間365日受付！**

▼ 一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等
050-3818-1250

その他のお問合せ
050-3816-9405

▼ 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
0120-0178-26

マイナンバーカード等
Inquiries about My Number Card etc.
0120-0178-27

マイナンバーカードの↓申請方法はこちら↓
https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/

令和3年10月改訂

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

※利用できる医療機関・薬局については、裏面をご覧ください。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん

デジタル庁　総務省　厚生労働省

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

① マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

② オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認付きカードリーダーでできます。

（＊）子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

マイナンバー（12桁の数字）は使いません！

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー（12桁の数字）は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。

どんないいことが？ 7つのメリット

POINT! 1 より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

※薬剤情報は、2021年9月に診療したものから3年分の情報が閲覧できるようになります。

POINT! 2 自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。

※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。

POINT! 3 オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となります。

POINT! 4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

POINT! 5 医療保険の資格確認がスムーズに！

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。

POINT! 6 医療費の事務コストの削減！

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

POINT! 7 健康保険証としてずっと使える！

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。
医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

よくある質問にお答えします

マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。
もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続することはできない仕組みになっています。

マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになっても、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。
落としたり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、下のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。

ステッカー

ポスター

厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。

マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、**以下４つの方法**から申請できます！

スマートフォン

半分以上の人がオンラインからの申請なんだって！

❶ スマホで顔写真を撮影。
❷ スマホで交付申請書の**QRコードを読み取る。**
❸ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
❹ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。

交付申請書

パソコン

交付申請書に記載の申請書IDが必要だよ

❶ カメラで顔写真を撮影。
❷ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
❸ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了。

申請書IDを入力！

証明用写真機

❶ タッチパネルから**「個人番号カード申請」**を選択。
❷ 撮影用の料金を投入して、交付申請書の**QRコードをバーコードリーダーにかざす。**
❸ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
❹ 画面の案内にしたがって、顔写真を**撮影して送信**し、申請完了。

郵便

❶ 交付申請書に必要事項を記入し、**6か月以内**に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

カードの仕上がりが早いスマホでの申請がおすすめ！

交付申請書をお持ちでない方は、 マイナンバーカード 郵便

❶ 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
❷ 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。
本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178（マイナンバー）
受付時間(年末年始を除く)
平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付！

▼ 一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等	その他のお問合せ
050-3818-1250	050-3816-9405

▼ 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について	マイナンバーカード等
Inquiries about My Number System	Inquiries about My Number Card etc.
0120-0178-26	0120-0178-27

マイナンバーカードの↓申請方法はこちら↓
https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/

令和３年10月改訂

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

※利用できる医療機関・薬局については、裏面をご覧ください。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん

デジタル庁　総務省　厚生労働省

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

❶ マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

❷ オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン！

ここをクリック！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでできます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

マイナンバー（12桁の数字）は使いません！

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ＩＣチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー（12桁の数字）は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

どんないいことが？ 7つのメリット

POINT 1 より良い医療が可能に！

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
※薬剤情報は、2021年９月に診療したものから３年分の情報が閲覧できるようになります。

POINT 2 自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。
※特定健診情報は、2020年度以降に実施したものから５年分（直近５回分）の情報が閲覧できるようになります。

POINT 3 オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。
※2021年9月分以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となります。

POINT 4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

POINT 5 医療保険の資格確認がスムーズに！

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。

POINT 6 医療費の事務コストの削減！

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

POINT 7 健康保険証としてずっと使える！

就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。
医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

【令和３年11月】

マイナンバーカードで、新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります

- ✓ 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）は、**スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能**となります。
  ※マイナンバーカードを読み取ることができるスマートフォンに限ります。
- ✓ 接種証明書（電子版）の申請には、**マイナンバーカードが必要**です。
- ✓ マイナンバーカードは、申請から交付の準備ができるまで**概ね1か月**かかります。**お早めに申請・受け取りいただくよう**お願いします。
  ※お住まいの市区町村によって状況が異なりますので、市区町村のHPを併せてご確認ください。
- ※ 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）は、**2021年12月頃から申請受付開始予定**です。具体的な時期は決定次第、改めてお伝えいたします。

接種証明書（電子版）の活用ポイント

Point１　目視確認

- 紙の証明書と同様の内容がスマホの画面で確認できる

Point２　二次元コード読み取り

- スマホ等で二次元コードを読み取ることでも内容が確認可能
- 二次元コードに含まれる電子署名により、偽造を防止

内閣官房　デジタル庁　総務省　厚生労働省

<お問い合わせ先>
接種証明書全般：厚生労働省新型コロナワクチンコールセンターフリーダイヤル（0120-761770）
マイナンバーカード全般：マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！

●お持ちのスマートフォンがマイナポータルＡＰアプリ（申込みに必要な専用アプリ）に対応していない方
●スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

→ セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ！

ATMでの申込みに必要なもの

マイナンバーカード

＋

利用者証明用
パスワード
（4桁）

※ATMの操作に健康保険証は不要です。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが貼ってある医療機関・薬局で使えるようになります

※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

ATMでの健康保険証利用の申込みについてくわしくはこちら »

健康保険証利用の申込みのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル（マイナンバー） **0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）
平　日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

デジタル庁 Digital Agency
総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications
ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
セブン銀行

2021年9月1日現在